

議案第 63 号

沼田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例について

沼田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

沼田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成21年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「長期優良住宅建築等計画の認定」の次に「若しくは同条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定」を、「第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画」の次に「若しくは長期優良住宅維持保全計画」を加える。

別表第1中「工事の種別」を「種別」に、「増築又は改築」を「新築以外」に改め、同表に注として次のように加える。

注 新築以外とは、増築、改築又は法第2条第3項の維持保全を行う場合をいう。

別表第2中「工事の種別」を「種別」に、「増築又は改築」を「新築以外」に改め、同表の注を次のように改める。

注1 型数とは、同一の形状、面積、位置、仕様等の住戸の種類の数をいう。

2 新築以外とは、増築、改築又は法第2条第3項の維持保全を行う場合をいう。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。